

所得税の確定申告書等の提出時の番号法に基づく本人確認

2月中旬から3月中旬までの間に開催する「確定申告・住民税及び国民健康保険税の申告受付相談会」では、次の本人確認書類が必要です。必ずお持ちください。

本人が申告書などを提出する場合

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し

②本人確認：次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上

※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、社員証、資格証明書（税理士証票など）、官公署（勤務先など）発行書類（例：税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票）

代理人が申告書などを提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

①本人の個人番号確認：次のいずれか1点

※写し可
個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し

②代理人の本人確認

「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様

③代理権の確認：次のいずれか1点

・委任状又は税務代理権限証書の原本
・本人しか持ち得ない書類（個人番号カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類）の写し

問 税務住民課住民税係 ☎57-8549

私たちの生活と地球温暖化

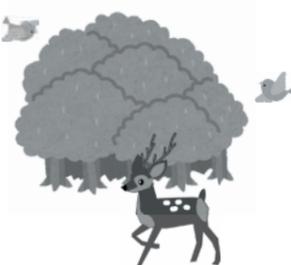
第10回 2021年新年おめでとうございます 脱炭素社会づくりがスタートします！



昨年は新型コロナの感染拡大で大変でした。2021年はよい年になることを心から願っています。

昨年、菅首相が「2050・CO₂排出実質ゼロ」を宣言しました。これは、小泉環境大臣が、自然災害が頻発する現状や世界各国の情勢から、地方自治体に呼び掛けていたもので、熊本では県をはじめ、熊本市他17の市町村が同様の宣言をしています。

「2050・CO₂排出実質ゼロ」とは、生活や産業活動で化石燃料をエネルギーとして使う時に排出されるCO₂を、森林などで吸収できる程度の量に抑えることです。私たちは、産業革命以来200年以上の長い間、石炭や石油を使ってきました。その結果起きている異常な気象現象が、これ以上酷くならないようにするものです。脱炭素社会づくりを目指した新たな産業（エネルギー）革命と再エネ電気利用を中心とする新しい生活様式が求められています。



問 熊本県地球温暖化防止活動推進センター（NPO法人くまもと温暖化対策センター） ☎096-273-9034

確定申告と申告のご相談はお早めに！

確定申告に関するご相談は、 確定申告電話相談センター 「0」番へ！

熊本国税局では、1月14日（困）から3月15日（困）までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設します。

相談会場や受付時間などについて玉名税務署（☎72-2125）に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択し、ご用件をお話ください。

なお、おかけいただく時間帯によっては、つながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、確定申告以外の国税に関する一般的な相談は、「熊本国税局電話相談センター」をご利用ください。自動音声案内によりご案内しますので、「1」番を選択していただくと、熊本国税局電話相談センターの職員がご相談をお受けします。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン又はタブレットでも所得税の確定申告書を作成することができます。

また、①「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード方式対応のスマホ等」をお持ちの人、②事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード（ID・パスワード方式に対応したもの）」を取得している人は、スマホなどからe-Taxで申告することができます。

なお、e-Taxで申告すれば、源泉徴収票などの添付書類を提出する必要はなく、申告書の控えはPDF形式でスマホなどに保存することができます。

確定申告書には マイナンバーの記載が必要です

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した確定申告書を税務署へ提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

＜本人確認を行うときに使用する書類の例＞

例1：マイナンバーカード

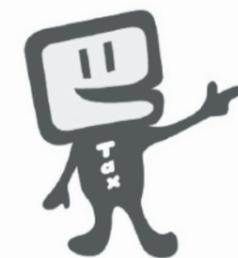
例2：個人番号記載の住民票の写しおよび運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

医療費控除を受ける場合は 「医療費控除の明細書」の 添付が必要です

医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）については、後日、税務署から提出又は提示を求める場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。



問 玉名税務署
☎72-2125 ※自動音声案内